

平成31年2月報告版
(3月12日の全国主管課長会議に際し、
都道府県へ再度照会した結果をとりまとめたもの)

報道関係者 各位

平成30年12月21日

【照会先】

保険局 国民健康保険課

課長 野村 知司 (内線3251)

課長補佐 遠藤 傑 (内線3210)

(代表電話) 03(5253)1111

(直通電話) 03(3595)2565

「平成30年度国民健康保険料等の動向の取りまとめ」 を公表します

厚生労働省では、このたび、平成30年度国民健康保険料（保険税を含む。以下同じ。）等の動向を取りまとめましたので公表します。

本年4月より、「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律」（平成27年改正）に基づき、国民健康保険制度の財政運営が都道府県単位化されました。本取りまとめは、各市町村における保険料の国保改革施行前後での変動を把握することを目的とし、都道府県への照会を通じて取りまとめたものです。

【取りまとめ結果のポイント】

- 平成30年度の国民健康保険の保険料率については、77%の市町村が引き下げ又は据え置き、23%の市町村が引き上げとなっている。

保険料率の動向	引き下げ	据え置き	引き上げ	計
市町村数	496 (29%)	836 (48%)	403 (23%)	1,735

※ 国保保険料は、均等割額・平等割額・所得割率・資産割率の最大4種類の保険料率（額）を組み合わせることで賦課されており、

- ・ 上記の数値のうち増加（減少）したものが、減少（増加）したものがない市町村を「引き上げ（引き下げ）」
- ・ 上記の全数値について平成29年度から変更がない市町村を「据え置き」
- ・ 上記の数値のうち増加したものと減少したものが混在している市町村や、保険料の賦課方式を変更した市町村については、増減を一義的に判断することが困難であることから、都道府県経由で照会した当該市町村の増減に関する認識を基に分類を行っている。

※ 今回の調査結果は、本年3～6月頃に各市町村において決定された実際の保険料率を取りまとめたものであり、3月に公表した理論値ベースの「都道府県の算出による国保改革前後の保険料等の動向の取りまとめ」とは異なるものである。

詳細は別添「平成30年度国民健康保険料等の動向の取りまとめ」をご覧ください。

「平成 30 年度国民健康保険料等の動向の取りまとめ」

平成 30 年 12 月 21 日

○ 本取りまとめは、本年 4 月より施行された国保改革を経て、各市町村（特別区を含む。以下同じ。）において決定された実際の保険料率等の動向について、都道府県への照会を通じて取りまとめたものである。各都道府県の回答結果は別紙のとおり。

○ 平成 30 年度の国民健康保険の保険料率については、約 77%の市町村が引き下げ又は据え置き、約 23%の市町村が引き上げとなっている。

○ 保険料率を引き上げた 403 市町村のうち、医療費自然増の全国平均（約 3%）を超えて一般被保険者一人当たり保険料額が増額した市町村は 244 であり、その約 6 割に当たる 156 市町村で、前回の保険料引き上げ時から 3 年以上経過していた。

このため、国保改革の影響だけでなく、医療費自然増への対応、さらには、長年保険料率を据え置いてきたものの国保改革を機に引き上げたケースなど、各市町村において様々な要因を踏まえて保険料の判断がなされたものと考えられる。

※ 一般被保険者一人当たり保険料額は、保険料率の動向に加えて、各市町村の総所得や世帯当たりの被保険者数の動向により増減することから、平成 30 年度一人当たり保険料額（調定額）及び伸び率（単年度）については、ある程度幅を持って受けとめる必要がある。

※ 今回の調査結果は、都道府県から示される納付金額に基づき、各市町村において決算補填等目的の法定外一般会計繰入や財政調整基金からの繰入等も踏まえて本年 3～6 月頃に決定された実際の保険料率を比較したものである。3 月に公表した「都道府県の算出による国保改革前後の保険料等の動向の取りまとめ」はこうした各市町村の特殊要因を織り込まずに都道府県が算出した理論値ベースで比較したものであり、本調査結果とは一致しない。